

令和2年度 第1回 広島市いじめ問題対策連絡協議会会議要旨

1 開催日時

令和2年7月14日（火）18時30分～20時15分

2 開催場所

広島市役所14階 第7会議室

3 出席者

(1) 構成機関出席者【◎会長・○副会長】

機関名	役職名	氏名
広島市小学校長会	会長（広島市立千田小学校長）	◎森川 康男
広島市公立中学校長会	会長（広島市立翠町中学校長）	平口 英文
広島市立高等学校長会	会長（広島市立沼田高等学校長）	野依 英二
広島市児童相談所	相談課長	力善 安希乃
広島法務局	人権擁護部第二課長	若槻 靖夫
広島県警察本部	生活安全部少年対策課少年サポートセンター所長	平垣内 徹
広島県臨床心理士会	副会長	岡田 幸彦(欠席)
広島弁護士会	子どもの権利委員会委員	○内田 喜久
広島市PTA協議会	会長	原本 高男
広島市医師会	常任理事	藤江 篤志
広島県社会福祉士会	子ども家庭支援委員会委員	伊藤 由美子
広島人権擁護委員協議会	人権擁護委員	石川 成美
広島市教育委員会	いじめ対策推進担当課長	横山 善規

(2) 事務局（広島市教育委員会）

生徒指導課職員、育成課職員

4 議題等（公開・非公開の別）

- ・ 出席者自己紹介（公開）
 - ・ 会長・副会長選任（公開）
- (1) 平成31年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ【資料2】（公開）
 - (2) 平成30年度のいじめの状況【資料3】（公開）
 - (3) 昨年度（平成31年度）の広島市のいじめ防止等の施策（公開）
 - ア 教育委員会【資料4】
 - イ 学校【資料5】
 - (4) 今年度（令和2年度）の広島市のいじめ防止等の施策【資料6】（公開）

- (5) 「いじめ問題 24 時間電話相談窓口」カードの報告【資料 7】（公開）
- (6) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について（公開）

5 傍聴人の人数

0 人

6 会議資料

- (1) 出席者名簿、配席図、実施要項
- (2) 資料 1～7
- (3) 基礎資料 A（設置要綱）、B（公開要領）、C（傍聴要領）

7 会議の要旨

- ・ 出席者自己紹介
- ・ 会長・副会長選任

構成員の互選により、今年度は、会長を広島市小学校長会、副会長を広島弁護士会が務めることになった。

(1) 平成 31 年度「広島市いじめ問題対策連絡協議会」のまとめ

事務局が資料 2 を説明し、特に質疑はなかった。

(2) 平成 30 年度のいじめの状況

事務局が、資料 2 及び次の内容を説明した。

ア いじめの認知件数が、平成 29 年度→平成 30 年度で約 2 倍、平成 26 年度→平成 30 年度で約 7 倍となっている背景に、平成 25 年に制定された法律によるいじめの定義の広さがあること。

イ 子ども間のトラブルで、心身の苦痛があれば、全て、法律上のいじめとなること。トラブルの大小を問わず、善意や無意識によるものを含むなど意図も問わないこと。

ウ 「定義が広い」・「トラブルの大小を問わない」理由は、深刻化・エスカレートしやすいいじめの特性、心身の苦痛を放置すれば、その子の尊厳を奪い、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得るから。

「意図を問わない」理由は、いじめの原因として、「ストレス・疎外感」「仲間意識の強さ」等があり、いじめが必ずしも悪意から生じるものではないから。

エ ア～ウ、「いじめの認知件数の増加は、学校が真摯にいじめに向き合った結果であるから、教育委員会・学校において適正に評価する必要があること」等について、保護者・地域と共通認識を持つ必要があること。

主な発言【○構成員 ●教委】

- いじめをした子が、他の子から注意され、心身の苦痛を受けたら「いじめ」になるのか。理不尽ではないか。
- 場合によっては、いじめとなる。
- 法の定義の文言によるといじめとなるだろう。法の定義は広過ぎる。

- いじめの件数が 5 年で 7 倍になったというが、その内容の分析も必要である。重篤な事案数が重要ではないか。

- いじめの態様別の集計は行っており、「悪口、からかい」あとは「小突く」といったものが多い。いじめの定義は平成25年から変わっていないため、5年間で定義や「小さなことも見逃さず」の対応が定着してきたのだと思う。

重大事態の件数等については、文部科学省の通知により具体的な数は明示できないが、毎年一定数生じている。

(3) 昨年度（平成31年度）の広島市のいじめ防止等の施策

ア 教育委員会

事務局が、本市のいじめ防止等の基本方針の改定、教育相談体制の強化、情報引継ぎ等について説明した。

イ 学校

事務局が、各校の取組内容を紹介した。

- スクールロイヤー事業について教えてほしい。
- 弁護士の活用事業は、いじめ事案に限ったものではないが、初期のトラブルを想定し電子メール相談によるスクールロイヤー事業と、複雑困難事案を想定し弁護士事務所で直接相談する「学校問題解決支援事業」（10数件）の2つがある。
- 一律のライフスキル教育の実施は、対人関係が難しい発達障害の子にとって苦痛となるので注意してほしい。
- 多様な実態を持つ子どもに対し、学校が、そうした実態を踏まえ、工夫しながら取り組んでいる。

(4) 今年度（令和2年度）の広島市のいじめ防止等の施策

事務局が主な変更箇所について説明し、特に質疑はなかった。

(5) 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの報告

事務局が、次の内容を説明した。カードの余剰がある旨伝えと、複数の機関から提供依頼があった。

- ア 前年度からの変更は、LINE相談（こころのライン相談@広島県）、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）を新規掲載。掲載スペースを確保するため、二つ折りを採用した。
- イ 今年は、この会議の開催が7月となったので、夏休み前に児童生徒へ1人1枚届くよう、事前に関係機関へ案を情報提供した上で、既に配付を行った。

(6) 今年度の広島市いじめ問題対策連絡協議会の取組について

事務局が、次の内容について説明した。

- ア 今年度は、今回のほか、11月頃、3月頃の3回開催する。
今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、行事の精選等を行う必要がある学校の負担を考慮し、学校視察は実施しない。
- イ 次回（11月頃）、学校が現に直面している具体的ないじめ事例を紹介し、各機関がどのような関わり方ができるか、望ましい学校対応について意見交換が行えればと考えている。
- ウ 3回目（3月頃）、1年間の教育委員会の取組・学校の取組を説明し、令和3年度の本連絡協議会の取組について協議を行う。

(7) 各機関の取組状況について

主な発言【○構成員】

- 自校（小学校）では、いじめの定義の再確認、教育相談・支援主任の活用、中学校区内での

引継ぎ資料の統一等に取り組んでいる。

今、気になっているのは、コロナによる臨時休業が子どもに与えるストレスである。

- 自校（中学校）では、いじめ対応において、かつては謝罪のスピードを重視する傾向もあったが、紛争の未然防止のため、被害側の思いを聞いた上でゴールを設定し、その保護者の了承を受けて進めている。（そこまでやっても揉めることはある。）

個別のアンケート、教育相談で、SNS を使った誹謗中傷が多く見つかっている。

例年ならGW明けには人間関係ができるが、今年度はコロナの影響で、生徒間、生徒教員間の関係づくりが難しくなっている。

警察、児童相談所等の関係機関との連携が、よりスムーズになっている。

- 自校（高等学校）では、インターネットを使ったトラブルが多かったが、表に出ない要素が多い。SNS のトラブルは、1年生が多い。2～3年生になると、SNS との付き合い方が分かってくるようだ。

生徒のコミュニケーション能力不足（思いをうまく伝えられない、受け取れない）が、トラブルの原因になっている。地域の祭りやボランティア活動に積極的に参加することを通じ、大人の姿、人との関わり方を学び取ってもらう取組を行っている。

ここ2・3年、生徒・保護者を含め対応困難な事例が多くなり、弁護士相談や、警察、教育委員会とも連携して対応している。

高校生は人格形成が為されてくる時期だが、小・中学生段階で見られるようなトラブル事案もある。中学校の状況をよく理解しておく必要性を感じている。

- 児童相談所では、虐待、いじめ事案について、学校・SSW（スクールソーシャルワーカー）・SC（スクールカウンセラー）等と連携して対応させてもらっている。

不登校が、「無理やりにも学校へ行かせないと→子どもへの暴力」と虐待につながる事例では、『きちんと話を聞いてもらえない』との子どもの思い→大人への不信感→外出できない」という悪い連鎖となっている。

「いじめの見逃しゼロ」の発想が良いと思う。当方も「子どもからのSOS見逃しゼロ」をやっていききたい。関わる子どもには、SOS が出せるように「何かあれば話を」「交番に駆け込んで」と伝えている。

- 小児科医として、いじめに直接関わる機会は少ないが、コロナ罹患でいじめ合うことのないよう、正しい知識を教えてあげてほしい。ウイルスは目に見えない、時に防ぎようのないものだ。感染した子に対しては、「治療よく頑張ったね」と迎えるぐらいのスムーズな受入れ体制をとってほしい。

不登校の相談については専門機関へつなぐことがある。件数は多くないが、虐待を発見した際は児童相談所へ通告している。

- 広島法務局人権擁護部は、人権擁護委員と連携して活動している。

令和元年度の全国の「人権侵犯事件」は2,944件、広島県内では6件。前年度より減っている。個人的な見解だが、いじめに関する学校のきめ細かい対応が影響しているのかもしれない。

いじめ、虐待の早期発見のため、小・中学校の協力を得て実施している「子どもの人権SOSミニレター」は、小188件、中64件、不明5件。

他に、子どもの人権110番、インターネットでの誹謗中傷記事の削除要請の代行手続などを実施している。

- 人権擁護委員は、「子どもの人権SOSミニレター」への返事を書いており、文通になること

もある。人権啓発の働きかけに取り組んでいる。

- 警察は、いじめ・非行について、日々、ヤングテレフォン広島で相談を受けている。
ただ、警察による介入は、加害・被害側の子どもへの負担・ダメージを伴うことから、サポートセンター広島と連携しながら、保護者の意向を確認した上で慎重に対応している。
もちろん、意図的な身体への暴行により重篤な傷害を負った等の重大な事案については積極的に介入している。
- PTA としては、コロナがいじめに繋がらないよう、学校の先生と協力していきたい。
4年間いじめ撲滅プロジェクトを実施し、その後、子どもサミットを開催して、いじめについてなかなか親や先生に言えない本音を聞いた。
教育の原点は家庭にある、というように保護者もいじめについて勉強しないといけない。いじめについて認識し、知ってもらう必要がある。勉強会をやっているが、特に父親はいじめについて関わり合い、認識が薄いと思う。
昨年は「いじめ問題大人サミット」を開催し、広島市で開催された中四国大会では、子どもと大人の取組を発表したが、これで終わらせることなく、委員会の1つを「いじめ防止対策委員会」に改名して取組を継続させていく。
今年度はコロナによる制約があるが、リモート等の方法による大学教授の講演などを考えている。
- 弁護士会の「こどもでんわそうだん」は、毎回担当者を配置して子ども・保護者からの相談に応じている。
いじめの定義が広く、民事上の賠償責任が認められる事案は限られるため、弁護士が入った方が良いかどうか見極める必要があると考えている。
校長会で広報させてもらったように、弁護士会では平成25年度から弁護士によるいじめ予防授業を実施している。事前打ち合わせを2回して学校の意図を踏まえ、また、加害者、被害者、傍観者等のロール（役割）プレイを自ら実践することで、子どもに考えさせるものになっている。小・中・高のバージョンがあるので活用してほしい。
- 社会福祉士会では、SSW に対する高度な研修に力を入れている。尾道市で取り組んでいる、SSW による中学校での SST（ソーシャルスキルトレーニング・年3回）は好評で、校長から、「学年が変わった」と言ってもらった。
最近の子どもの傾向として、他者からの視線に敏感、多様性を認めない、SOS を出せない。
子どもは、教員に相談して、自分の意図と違う結果になることを恐れている。いじめについて、全ての子どもが「謝罪の会」を望んでいるわけではない。何を望んでいるか、しっかり確認してあげてほしい。
学校の中に、安心・安全を実感できる場所を作ってあげてほしい。安心、安全を確認できれば、子どもは、自身の悩みについても話せるようになると思う。